

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月3日（平成27年（行個）諮問第190号）

答申日：平成28年11月25日（平成28年度（行個）答申第134号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が特定労働基準監督署に対して平成27年特定月に申告した特定事業場に係る申告事案に関する申告処理台帳及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年8月28日付け神個開第27-177号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

部分開示の大半は、審査請求人が労働基準監督署へ提出した保有情報の複写に過ぎず、肝心の不開示とされた概ね黒塗り計17面の一字一句すべてが、厚生労働省ガイドライン（平成24年告示第357号）2条15-16行目及び法14条3, 5, 7号に該当するとも思えず、平成27年6月30日付け情報開示請求の意味をなさない。

標的労働者一人に一方的不利益を与えている会社の説明において、労働基準監督署向けと審査請求人に対し相違がないか確認したく、且つ、来る「労働審判」で参考にしたいため、処理台帳を極力開示願いたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が平成27年6月30日付け（同日受付）をもって行った本件対象保有個人情報の開示請求に対し、原処分を不

服として平成27年9月3日付け（同月4日受付）をもって提起されたものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして原処分で不開示とした部分については、下記(3)ウに掲げる部分については新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

(3) 理由

ア 保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類であり、別表2に掲げる文書番号1ないし7の文書（以下「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

・ 担当官が作成又は収集した文書（対象文書5の45頁）

対象文書5の45頁には、審査請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し、臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

対象文書1（1頁、2頁及び34頁ないし43頁）の記載のうち、なお不開示とした部分には、労働基準監督官が面接した人物、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の①は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う

検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあるものであり、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

対象文書1の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

加えて、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の②には審査請求人以外の個人に関する情報が含まれており、当該情報は法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(イ) 労働相談に係る文書（対象文書3）

労働相談に係る文書は、労働基準監督署において、労働関係の相談を受けた際、その内容を記録するために作成される文書等であり、一般的には「相談日」、「相談者氏名」、「住所」、「事業場名等」、「相談内容」、「処理状況・意見」等が記載されている。

対象文書3の7ページの処理結果1（完結）欄については、労働基準監督官の指導方針等の決定の基礎となった情報が記載されており、当該情報が開示されれば、調査手法等が明らかになり、調査に必要な資料の隠蔽が容易に行われるおそれがあるなど労働基準監督官の行う監督指導業務において、正確な事実を把握できなくなり違法行為の発見が困難になるなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあることから、法14条7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 担当官が作成又は収集した文書（対象文書5）

対象文書5の①には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握が困難となり、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれが生じることとなる。

以上のことから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書6）

対象文書6には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているが、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。そのため、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号並びに7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれていることから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(オ) 監督復命書（対象文書7）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

a 監督復命書の参考事項・意見欄

対象文書7の①の監督復命書の参考事項・意見欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的效果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

さらに、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同号ロ、同条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

b 監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分

対象文書7の①の監督復命書の参考事項・意見欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同号ロ、同条5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書7の②は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、当該部分を不開示とすることが妥当である。

ウ 新たに開示する部分について

対象文書 1 の③及び対象文書 7 の③は、法 14 条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「部分開示の大半は、審査請求人が労働基準監督署に提出した保有情報の複写に過ぎず、肝心の不開示とされた概ね黒塗り計 17 面の一字一句すべてが、厚生労働省ガイドライン（平成 24 年告示第 357 号）第 2 条 15-16 行目及び法 14 条 3, 5, 7 号に該当するとも思えず、平成 27 年 6 月 30 日付け情報開示請求の意味をなさない。標的労働者一人に一方的不利益を与えている会社の説明において、労働基準監督署向けと審査請求人に対し相違がないか確認したく、且つ、来る「労働審判」で参考にしたいため、処理台帳を極力開示願いたい。」と主張しているが、上記（3）で述べたとおり、法 12 条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法 14 条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る対象保有個人情報のうち、原処分で不開示とした部分については、上記 3（3）に掲げる部分については新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

2 補充理由説明書

法 42 条の規定に基づき、平成 27 年 12 月 3 日付け厚生労働省発基 1203 第 1 号により諮問した平成 27 年（行個）諮問第 190 号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁としては一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、下記のとおり不開示情報該当性について補充して説明する。

特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書のうち 45 頁（以下、第 3 において「当該文書」という。）について

諮問庁としては、当該文書については、審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと判断するものであるが、当該文書が保有個人情報に該当するとされた場合の不開示情報該当性について判断する。

当該文書には、特定事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、当該情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり特定事業場の取引関係や人材確保の面等において、事業場の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの記載は法14条3号イの不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、特定事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されているが、これらが開示された場合には、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

そのため、法14条3号イに加え、当該情報全体が同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため不開示とすることが妥当である。

さらに、当該文書には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報が含まれている。

以上のことから、当該文書については、全面不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年12月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月21日 審議
- ④ 平成28年9月29日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年10月17日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年11月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が特定労働基準監督署に対して平成27年特定月に申告した特定事業場に係る申告事案に関する申告処理台帳及び添付資料一切」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書1ないし文書7に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの不開示情報に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し不開示とした部分の開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、別表1の1欄に掲げる部分は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとし、別表2の2欄に掲げる部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性を検討した上で、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1に掲げる文書5（担当官が作成又は収集した文書）の45頁に記録された情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明している。

当審査会において見分したところ、当該文書には審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することのできる情報の記載は認められない。そこで、当該文書の取得又は作成の目的等に照らして、以下検討する。

当該文書は、審査請求人からの申告に起因して行われた臨検監督の処理の過程で担当官が作成又は収集したものであり、当該文書に記録された情報は、その取得の目的等を考慮すると、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2に掲げる文書1（申告処理台帳及び申告処理台帳続紙）の不開示部分について

ア 文書1の①

(ア) 1頁の「完結区分」欄

当該部分は、原処分で既に開示されている43頁の「処理経過」欄22行目及び23行目の記載から推認できる内容であると認められる。このため、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 2頁の「処理経過」欄24行目及び25行目

当該部分には、申告を受けて、今後、当該申告をどう取り扱うかが記載されており、これを開示すると、申告処理における調査の手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書1の②

(ア) 35頁の「処理経過」欄5行目ないし9行目、13行目及び14行目並びに17行目及び18行目、37頁の「処理経過」欄9行目ないし32行目、38頁及び39頁の「処理経過」欄、40頁の「処理経過」欄13行目ないし18行目及び21行目ないし31行目、41頁の「処理経過」欄1行目ないし21行目

当該部分は、労働基準監督官が被申告事業場から聴取した内容、調査の結果得た情報等が記載されており、上記ア(イ)と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 43頁の24行目

当該部分は、労働基準監督官の意見であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものが記載されているとは認められない。また、原処分で既に開示されている43頁の「処理経過」欄22行目及び23行目の記載から推認できる内容であると認められるため、これを開示しても、被申告事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、かつ、同様の理由により、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) 別表2に掲げる文書3(労働相談に係る文書)の不開示部分について

当該部分は、7頁の労働相談票の「処理結果」欄の選択肢のうち、「処理結果1（完結）」の右横の欄であり、処理結果の状況が記載されており、相談に係る対応方針が明らかとなる情報であると認められ、上記（1）ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

（3）別表2に掲げる文書5（担当官が作成又は収集した文書）の不開示部分について

ア 文書5の①（44頁の「3 持参いただく物」の不開示部分）

当該部分には、労働基準監督官による申告処理の過程において労働基準監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されており、上記（1）ア（イ）と同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書5の②（45頁の対象文書全体）

当該部分は、審査請求人の申告事項を処理するため、特定労働基準監督署が臨検監督を実施した際に、被申告事業場から任意に提出された文書であり、これを開示すると、被申告事業場の事業者を始めとする各事業者が、労働基準監督機関に対する関係資料の提出等に非協力的となり、労働基準監督機関が行う監督指導業務に関し、事業場及び関係者の調査への協力をちゅうちょさせ、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（4）別表2に掲げる文書6（特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書）の不開示部分について（46頁ないし57頁）

当該部分は、審査請求人の申告事項を処理するため、特定労働基準監督署が臨検監督を実施した際に、被申告事業場から任意に提出された文書であり、内部管理情報であることから、上記（3）イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（5）別表2に掲げる文書7（監督復命書）の不開示部分について

ア 文書7の①（58頁）

（ア）「週所定労働時間」欄

当該部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した被申告事業場の内部情報であり、また、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。したがって、当該部分は、上

記（１）ア（イ）と同様の理由により，法１４条７号イに該当し，同条３号イ及びロ並びに５号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（イ）「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄２行目２２文字目ないし４行目

当該部分のうち，「参考事項・意見」欄２行目２２文字目ないし３行目は，原処分で既に開示されている４３頁の「処理経過」欄２０行目，２２行目及び２３行目の記載から推認できる内容であると認められる。

このため，これを開示しても，被申告事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず，かつ，同様の理由により，審査請求人に開示しないという条件を付することが，当該情報の性質，当時の状況等に照らして合理的であるとは認められず，犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって，当該部分は，法１４条３号イ及びロ，５号並びに７号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

その余の部分については，審査請求人が知り得る情報であるとは認められず，労働基準監督署の調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ，上記（１）ア（イ）と同様の理由により，法１４条７号イに該当し，同条３号イ及びロ並びに５号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 文書７の②（５８頁）

当該部分には，面接者の職氏名が記載されており，法１４条２号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず，当該部分は個人識別部分であることから，法１５条２項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法１４条２号に該当し，不開示とすることが妥当である。

４ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は法１４条２号，３号イ及びロ，５号並びに７号イに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表２の４欄に掲げる

部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号及び7号イに該当すると認められるので、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分	2 保有個人情報該当性
文書 5 担当官が作成又は収集した文書（45頁の対象文書全体）	該当する

別表 2

1 対象文書			2 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	3 諮問庁が主張する不開示情報該当性	4 開示すべき部分
番号	文書名	頁			
1	申告処理台帳及び申告処理台帳続紙	1頁, 2頁及び34頁ないし43頁	① 1頁の「完結区分」欄, 2頁の24行目及び25行目	①法14条5号及び7号イ	1頁の「完結区分」欄
			② 35頁の「処理経過」欄5行目ないし9行目, 13行目, 14行目, 17行目及び18行目, 37頁の「処理経過」欄9行目ないし32行目, 38頁及び39頁の「処理経過」欄, 40頁の「処理経過」欄13行目ないし18行目及び21行目ないし31行目, 41頁の「処理経過」欄1行目ないし21行目並びに43頁の24行目		②法14条2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ
			(③ 2頁の「処理経過」欄19行目及び20行目, 36頁の「処理経過」欄18行目21文字目ないし35文字目及び28行目14文字目ないし28文字目)	(新たに開示)	

2	審査請求人が提出した資料	3頁ないし5頁	(全部開示)	—	
3	労働相談に係る文書	6頁及び7頁	7頁の「処理結果1(完結)」欄	法14条7号イ	なし
4	審査請求人が提出した資料	8頁ないし33頁	(全部開示)	—	
5	担当官が作成又は収集した文書	44頁及び45頁	①44頁の「3 持参いただく物」の不開示部分	①法14条5号及び7号イ	なし
			②45頁の対象文書全体	②保有個人情報非該当 法14条2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし
6	特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書	46頁ないし57頁	46頁ないし57頁の対象文書全体	法14条2号, 3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	なし
7	監督復命書	58頁	①「週所定労働時間」欄, 「署長判決」欄, 「参考事項・意見」欄2行目22文字目ないし4行目	①法14条3号イ及びロ, 5号並びに7号イ	「参考事項・意見」欄2行目22文字目ないし3行目
			②「面接者職氏名」欄	②法14条2号	なし

			(③「労働組合」欄， 「参考事項・意見」欄 2 行目 1 文字目ないし 2 1 文字目及び 5 行目)	(新たに 開示)	
--	--	--	--	-------------	--